

指定介護予防ショートステイサービス 更科ホーム運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈心会が開設するショートステイサービス更科ホーム(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の相談員・看護師・介護員等(以下「介護職員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイサービス 更科ホーム
- ② 所在地 千葉県千葉市若葉区更科町2593番地2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、職員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者(兼任) 1名以上
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1名以上(嘱託1名・本体施設と兼務)
医師は、利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- ③ 生活相談員 1名以上(本体施設と兼務で1名以上)
相談員は、利用者の入退所業務、指定介護予防短期入所生活介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるものとする。

- ④ 看護職員 4名以上（常勤、非常勤を含み・本体施設と兼務）
看護職員は、利用者の保険衛生並びに看護業務を行う。
- ⑤ 介護職員 33名以上（常勤、非常勤を含み・本体施設と兼務）
介護職員等は、日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1名以上（常勤1名以上・本体施設と兼務）
栄養士は、食事の提供に当たり、バランスの良い、栄養価を考慮した献立の作成及び調理の指導を行う。
- ⑦ 調理員（業務委託）
調理員は、食事の調理を行う。
- ⑧ 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑨ 事務職員 1名以上（常勤・非常勤を含み、本体施設と兼務）
必要な事務を行う。

第3章 利用定員

（定員の順守）

第5条 事業所の利用定員は、短期入所者生活介護ショートステイサービス更科ホームを含み20名とする。

- 2 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。ただし、介護老人福祉施設の入所者が入院中であるときは、その空きベッドに、指定介護予防短期入所生活介護の利用者を入所させることができる。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用者またはその家族に対して、運営規程、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

（指定介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第7条 施設の管理者は、生活相談員に、利用期間が4日以上になる利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する生活相談員は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 生活相談員は、利用者や家族の希望、把握した課題、居宅サービス計画に基づき、指定介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他

の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

- 4 生活相談員は、指定介護予防短期入所生活介護計画の原案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 生活相談員は、指定介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者、居宅介護支援事業所との連絡を継続的に行い、指定介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、指定介護予防短期入所生活介護計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、居宅介護サービス計画、指定介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束)

第9条 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。

2. 施設内に「身体拘束廃止委員会」を設置し改善計画を作成する。
3. この計画には、施設内の推進体制、介護の提供体制の見直し「緊急時やむを得ない場合」を判断する体制・手続き、施設整備の改善、施設等の職員その他の関係者の意識啓発のための取組、利用者の家族への十分な説明といった身体拘束廃止の取組み全般を網羅するとともに、期限を定めて身体拘束廃止にむけての数値目標を設定していくものとする。
4. 緊急やむ得ない場合の対応について「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が例外的に認められているが、この例外は極めて限定的に考えることであること。したがって、基本的には、全てのケースについて身体拘束を廃止していく姿勢を堅持するとともに、例外的規定の要件や手続きの運用は厳格に行ものとする。
5. 緊急やむ得ない場合の対応について「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束の手引きに例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等適切な記録の作成と保存を行うものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第10条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴、または清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第11条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。食事時間はおおむね以下のとおりとする。
 - ① 朝食 午前8時から
 - ② 昼食 午後12時から
 - ③ 夕食 午後5時から

(相談及び援助)

第12条 利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供用等)

第13条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

(機能訓練)

第14条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(緊急時における対応方法)

第15条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。主治医並びに協力医療機関対応時間外については、別の医療機関へ搬送等の必要な措置を講じる。

(利用料の受領)

第16条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に準じた額の割合とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- ① 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- ② 食事代・・・朝：¥550 昼：¥600 夕：¥550
- ③ 滞在費・・・多床室：¥915 個室：¥1,231
- ④ 理美容代・・・実費分
- ⑤ 健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）
- ⑥ 買い物代行費・・・1回100円
- ⑦ 記録等の複写物・・・1枚10円
- ⑧ 予防給付、介護給付の区分支給限度額を超えたサービスを利用される場合（利用者の要介護度に応じて異なります。）
- ⑨ 連続して30日を超える31日目（1日）分
- ⑩ 持ち込み電化製品電気使用料・・・1日 100円
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

※②、③の費用については、介護保険負担限度額が認定された利用者については、介護保険負担限度額認定証に記載された金額を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、千葉市と四街道市とする。

(緊急時における対応方法)

第18条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第5章 指定介護予防短期入所生活介護利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第19条 利用者は、管理者や医師、看護師、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(設備・備品等取扱い)

第20条 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法

に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

(衛生保持)

第21条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する

(禁止行為)

第22条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第24条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を不付してその旨を市町村に通知する。

- 2 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第26条 利用者に対して、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 指定介護予防短期入所生活介護従業者等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第27条 指定介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などを必要な都度行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 感染症及び食中毒の発生、まん延しないよう必要な措置を講じる。

(掲示)

第28条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項をファイルにて閲覧可能な場所に設置する。

(秘密保持)

第29条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要支援被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第31条 利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連

合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第32条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第33条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他)

第34条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慈心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月19日から施行する。

この規程は、平成25年11月2日から施行する。

この規定は、平成28年5月25日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、2019年10月1日から施行する。

この規定は、2021年4月1日から施行する。

この規定は、2022年4月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。

この規定は、2024年8月1日から施行する。